

8月3日から 臨時福祉給付金の申請受付が始まります

申請書は直接郵送します

支給対象になる可能性のある人がいる世帯の世帯主に、7月下旬ごろに、お知らせと申請書などを郵送しています。期限までに申請がない場合は、申請を辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

なお、平成27年1月1日時点で大津町に住民票がない人の申請は受け付けできません。1月1日現在で住所のある市区町村にお尋ねください。

●支給対象者（次の要件を全て満たす人）

- ①平成27年1月1日時点で大津町に住民票がある人
- ②平成27年度の住民税（均等割）が課税されていない人

※ただし「課税されている人に扶養されている場合」「生活保護制度の被保護者である場合」などは対象外です。

●支給額

1人につき6千円

※各種年金、手当などを受給している人への加算金はありません。

●受付開始日

8月3日(月)

●受付期限

平成28年1月29日(金)

●申請方法

申請書に同封された返信用封筒で必要書類を郵送するか、役場福祉課福祉係の窓口へ提出してください。

お願い

窓口での申請は、大変混雑すると予想されます。自宅に記入して、待ち時間も無い郵送での申請をご活用ください。

●申請に必要な書類

- ①申請書（必要事項を記入してください）
- ②本人確認書類の写し（免許証・健康保険証・旅券・住民基本台帳カードなど）
- ③振り込み希望の金融機関口座番号が分かる通帳部分またはキャッシュカードの写し（昨年度給付金を町から支給され、同じ口座への振り込みを希望される場合は不要です）

※住民票所在地が大津町以外にある人に扶養されている場合は、扶養者が非課税である証明として「課税台帳記載事項証明書」が必要です。

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は8月31日(月)まで！！

6月から子育て世帯臨時特例給付金の申請受付が始まっています。手続きがお済みでない場合は、期限までに申請をしてください。

●支給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者

※特例給付受給者（児童手当の所得制限額以上で、児童1人につき月額5千円支給される人）は、対象外です。

●支給額

対象児童1人につき3千円

●受付期限

8月31日(月)

※期限までに申請がない場合は、申請を辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

●支給時期

給付金の支給は、10月以降を予定しています。支給が決まったら、「支給決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

●問い合わせ

役場福祉課 福祉係

☎096(293)3510



みんなで熊本の地下水を守りましょう！

私たちは1日どれくらい水を使っているでしょうか？熊本県の水道使用量（平成24年度平均給水量）は、1人1日あたり322リットルで、九州平均よりも6リットル多く水を使っています。「蛇口をひねればミネラルウォーター……」というように、豊かな地下水に恵まれた暮らしの中で、水のありがたさをつい忘れがちになります。

しかし、近年、地下水の水位低下や湧水の減少など、将来の地下水の存続が危ぶまれる状況も見られています。

私たちが将来にわたって地下水の恩恵を受けていくためには、水を大切に使うことが必要です。そのため、熊本県では、水の使用量が増加する7月・8月を中心に、熊本県全体で節水に関する重点啓発（「節水がんばるモン」キャンペーン）を行っています。

できることから実践して、1人1日マイナス6リットルの節水に取り組んでみましょう。

《家庭でできる節水例》

- 節水を習慣にするために
- ・蛇口はこまめに締める
- ・蛇口から水を出しすぎない
- 風呂での節水
- ・シャワーはこまめに締める
- 洗濯での節水

・まとめ洗いをする

○台所での節水

- ・適切な水量で食器や野菜を洗う
- ・ため洗いをする

（食事の準備・後片付けを行うとき）

○トイレの節水

- ・大小の切替レバーの使い分けをする

○洗面での節水

- ・はみがきにはコップを使う
- ・洗顔には洗面器を使う

○植木の水やりでの節水

- ・じょうろやバケツで水やりする
- ・米のとぎ汁を庭木や花、家庭菜園の水まきに利用する

《お役立ち節水グッズ例》

- ・節水コマをつける
- ・節水ハンドルをつける
- ・風呂水汲み上げポンプを使う
- ・風呂ブザーを使う
- ・節水シャワーヘッドを使う
- ・節水型洗濯機を使う
- ・泡沫蛇口を取り付ける
- ・ホースの先に手元制御弁を使う

廃食用油の回収拠点が増えました

役場本庁舎に加え、現在新たに生涯学習センター、人権啓発福祉センター、室公民館分館で回収を行っています。

昨年10月から役場本庁舎の正面玄関入って横に回収用コンテナを設け、廃食用油を回収してきました。お陰さまで

本年7月末までに約415リットルの廃食用油が回収できております。この油は、エコグループに渡し、廃油石けんとして利用されるほか、バイオディーゼル燃料に生まれ変わり、杉水地区の防犯パトロールに利用しています。今回、皆様が利用しやすいように廃食用油の回収拠点を増やしましたので、この機会に是非、ご家庭で使い終わった天ぷら油など、使用済みの食用油の回収にご協力をお願いします。

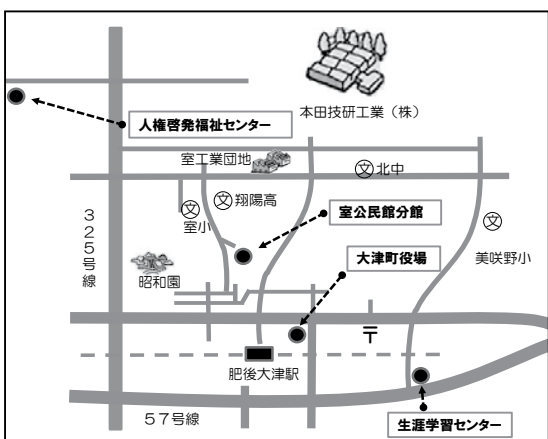


役場の回収拠点

★お願い★

○天かすなどの不純物を取り除き、ペットボトルに入れ、蓋をしっかり締めて下さい。

○動物性油や、鉱物油、凝固剤が混入しないようにしてください。



回収拠点が全部で4カ所になりました